

西脇市地域自治協議会事業一括交付金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市自治基本条例（平成25年西脇市条例第1号）第14条に規定する地域自治協議会が取り組む地域課題の解決に資する事業（以下「地域事業」という。）に対し、市が交付する西脇市地域自治協議会事業一括交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費)

第2条 交付対象経費は、地域事業に係る経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、予算の範囲内において、市長が定める額とする。

(交付金の交付手続等)

第4条 交付金の交付手続その他必要な事項は、西脇市補助金等交付規則（平成17年西脇市規則第45号）によるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定をした交付金については、この告示は、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和5年3月31日告示第72号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

項目		内容
賃金		地域自治協議会の運営に要する人件費
報償費		講師謝礼等
旅費		視察、研修等に係る旅費。ただし、日当及び宿泊費は含まないものとする。
需用費	消耗品費	地域事業に必要な消耗品費
	燃料費	地域事業の用に供する車両、機器等に係る燃料費
	食糧費	会議用の茶菓料、講師等の賄い費等
	印刷製本費	印刷費、写真現像代等
	光熱水費	地域事業に要する光熱水費
	修繕費	地域事業の用に供する備品等の修繕費
	賄材料費	行事等の食材費。ただし、実費等を徴収し、提供する場合を除く。
役務費		通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料等
委託料		専門的な知識又は技能が必要な地域事業に係る委託料
使用料及び賃借料		機器借上げ料、会場使用料等
原材料費		地域事業に要する原材料費
備品購入費		地域事業の用に供する備品購入費。ただし、事前に協議を要する。
その他		上記以外の経費で、市長が特に必要と認めるもの。ただし、事前に協議を要する。